路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号　宇和島市津島町高田甲八四〇番四から同市寄松字原甲四六八番地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十二年三月二十七日

○四国地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定し、及び指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間国土交通省四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　五十六号及び三百二十号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宇和島市津島町高田甲八四〇番四から同市寄松字原甲四六八番地先まで	〇・〇〇～一七七・三メートル	八・〇九六キロメートル

四　指定を解除する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宇和島市寄松字三反田甲六〇〇番一地先から同市寄松字井手口甲四八二番一地先まで	〇・〇〇～二五・九メートル	〇・〇三五キロメートル

五　指定し、及び指定を解除する期日　平成二十二年三月二十七日

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市東区下原四丁目一〇一五番一から同市博多区榎田一丁目一番三まで	前	BA 二〇・〇～二四・五	九四・五～一〇二・〇メートル	一三・九九三キロメートル
	後	BA 二〇・〇～二四・五	九四・五～一〇二・〇メートル	一三・九九三キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二　一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三号及び三百二十五号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山鹿市鹿北町岩野字北田五二九九番二から同市鹿北町岩野字高井川五三番二まで	前	九・四〇～二一・八〇メートル	〇・〇八八キロメートル
	後	一一・〇〇～二四・八〇	〇・〇八八

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

三　一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分県速見郡日出町大字藤原字菅ノ木五一七二番六から同町大字藤原字鹿跡五二四二番一まで	前	一三・六〇～一三・四〇	四三・〇〇メートル
	後	一三・四〇～	四三・〇〇
大分市大字鴛野字軒田九二六番七から同市大字鴛野字祐ノ木九六四番一まで	前	三〇・〇〇～二五・〇〇	三六・〇〇メートル
	後	二五・〇〇～	三一・二〇
大分市大字片島字七曲り二三九五番一地内	前	六六・〇〇～六〇・五〇	一一二・〇〇メートル
	後	六〇・五〇～一〇四・〇〇	一〇・〇五六
大分市大字上戸次字脇ノ津留四六八六番一から同市大字上戸次字脇ノ津留四六八五番一まで	前	二九・八〇～二九・二〇	四七・四〇メートル
	後	二九・二〇～	四〇・〇七

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

四　一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百十号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市大字田尻字表三一〇番一から同市大字田尻字麦生田二二七番一まで	前	二三・四〇～二二・八〇	三八・〇〇メートル
	後	二二・八〇～	三三・五〇

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び三百二十五号	山鹿市鹿北町岩野字北田五二九九番二から同市鹿北町岩野字高井川五三番二まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○九州地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百七号本渡都市計画道路事業
三・五・五号太田町水の平線
三　事業施行期間　自平成十五年八月五日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし